

ネットいじめ等についての研修を実施しました

平成28年11月14日(月)～15日(火)に、平成28年度岩手県高等学校教育研究会生徒指導部会が開催されました。本校からは生徒指導課の千葉弘一教諭が出席しました。鳴門教育大学の阪根健二教授による「ネットいじめや『ケータイ(スマホ)問題』に関する教師の知識の現状把握と指導の改善について」というテーマでの講演がありました。それを受けて校内研修を開催しました。

個別のいじめに対して学校が講ずべき措置としては事実確認(正確に・迅速に)、いじめを受けた生徒と保護者への支援(親身になって)、いじめを行った生徒に対する指導とその保護者への助言(組織として連携して)、いじめ防止の措置(毅然と)があり、明らかになった事案を継続させないことが求められていることを確認しました。子どもが他人に恥ずかしい思いをさせて面白がる「悪ふざけ」は昔からありますが、方法がデジタル・ツールに置き換わってきています。当初は学校裏サイト等のサイト問題が多く見られましたが近年は、ソーシャルネットワークにおける悪口、仲間はずし(いわゆるネットいじめ)が多くなっています。

大人のいじめ対応姿勢5か条

- 1 いじめられっ子に非なし
(どんな場合でもいじめられっ子に寄り添う)
- 2 周辺こそがいじめの元凶
(いじめる子よりも周りの子への働きかけが大切)
- 3 昨日と違うちょっとした様子こそ発見の決め手
(深刻な時ほど子どもは訴えないので、それに気づく感受性が必要)
- 4 いじめの輪から新たな輪へ
(既存の集団と異なる新しい集団や世界を提供する)
- 5 いじめっ子だって泣いている
(いじめっ子の抱えるストレスにも目を向けて)

2006年10月22日付朝日新聞

深刻なネットいじめについては、見知らぬ人の被害の見聞体験はあるものの、身近な人の被害の見聞体験や自身の被害体験は非常に少ないため、なかなか自分にも起こりうるものとして捉えられない傾向があります。逆に、身近な人や自分に被害体験があると危機感が高くなります。身近な人、自分が被害者にそして加害者にならないよう注意していきましょう。

学校いじめ防止対策基本方針の改定について

平成28年12月1日付けで、学校いじめ防止対策基本方針を改定します。本校HPよりご覧いただけます。[\(http://www2.iwate-ed.jp/mol-h/\)](http://www2.iwate-ed.jp/mol-h/)

文責：生徒指導主事 青木 裕信
TEL 019-623-4491